

介護保険制度を利用して住宅改修工事をすることができます。

住環境を整えることにより、介護が必要になっても住み慣れた我が家で安心して暮らすことができたり、住環境整備によって自立できるようになれば新たな生活が可能になります。また介護者、家族の介護量も軽減できます。

少しの住宅改修工事でも効果は大きいのではないのでしょうか。

<介護保険制度>

要介護、要支援になった場合に状況に応じて保健、医療、福祉のサービスが受け取ることができます。

64歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの方（第2号被保険者）医療保険に加入している方が対象。

第2号被保険者に関しては、老化に伴う16種類の特定疾患が原因に限られます。

<利用できる方>

介護保険の要介護、要支援の認定を受けて在宅で生活されている方。

<利用限度額>

居宅する住宅に対して20万円まで。9割は給付されますので18万円支給されます。1割は自己負担となります。

例)

* 10万円（税込）の住宅改修工事の場合*			
9万円支給	自己負担額	1万円	
* 20万円（税込）の住宅改修工事の場合*			
18万円支給	自己負担額	2万円	
* 30万円（税込）の住宅改修工事の場合*			
18万円支給	自己負担額	12万円	

一度、住宅改修工事の支給を受けても転居したり、要介護度が3段階以上高くなった場合は、再び受けることができます。

<対象工事>

- 1) 手すりの取り付け
- 2) 床の段差解消
- 3) 滑り防止、移動の円滑化のための床材変更
- 4) ドアから引戸へ変更
- 5) 和式トイレから洋式トイレの変更
- 6) 1から6の住宅改修に付帯して必要な工事

※ 介護保険制度を利用して高額な住宅改修工事をするなど、トラブルが発生しているようですが、当社ではお客様のご希望以外の工事は一切いたしません。介護支援専門員と話し合いながら、工事を行います。